

羽咋郡市広域圏事務組合告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和7年第1回羽咋郡市広域圏事務組合議会定例会の議決を得た次の予算の要領を公表します。

令和7年3月4日

羽咋郡市広域圏事務組合

組合長 寶 達 典 久

令和6年度羽咋郡市広域圏事務組合一般会計補正予算（第3号）

令和6年度羽咋郡市広域圏事務組合一般会計補正予算（第3号）

令和6年度羽咋郡市広域圏事務組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,904千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,895,277千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前	補正額	計
1 分担金及び負担金		2,561,687	△ 26,071	2,535,616
	1 分担金	2,561,687	△ 26,071	2,535,616
2 使用料及び手数料		132,049	△ 13,200	118,849
	1 使用料	131,414	△ 13,200	118,214
3 国庫支出金		111,169	7,530	118,699
	1 国庫補助金	111,169	7,530	118,699
7 繰越金		1,600	4,663	6,263
	1 繰越金	1,600	4,663	6,263
8 諸収入		34,245	15,874	50,119
	2 雑入	25,325	△ 111	25,214
	3 受託事業収入	8,915	15,985	24,900
9 組合債		42,500	△ 4,700	37,800
	1 組合債	42,500	△ 4,700	37,800
歳入合計		2,911,181	△ 15,904	2,895,277

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前	補正額	計
1 議会費		3,862	△ 1,660	2,202
	1 議会費	3,862	△ 1,660	2,202
2 総務費		61,308	△ 514	60,794
	1 総務管理費	60,542	△ 514	60,028
3 衛生費		1,692,691	5,463	1,698,154
	1 保健衛生費	319,769	1,250	321,019
	2 清掃費	1,372,922	4,213	1,377,135
4 商工費		18,950	146	19,096
	1 商工費	18,950	146	19,096
5 消防費		906,500	△ 7,732	898,768
	1 消防費	906,500	△ 7,732	898,768
6 公債費		106,863	△ 6,800	100,063
	1 公債費	106,863	△ 6,800	100,063
8 災害復旧費		117,007	△ 4,807	112,200
	1 廃棄物処理施設 災害復旧費	117,007	△ 4,807	112,200
歳出合計		2,911,181	△ 15,904	2,895,277

第 2 表

繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 衛生費	2 清掃費	リサイクルセンターごみ資源化施設 外壁等復旧事業（工事費）	千円 35,000
		リサイクルセンターごみ資源化施設 外壁等復旧事業（工事監理業務）	1,760
8 災害復旧費	1 廃棄物処理施設 災害復旧費	リサイクルセンターごみ資源化施設 外壁等復旧事業（工事費）	23,100
		衛生センター災害復旧事業（工事費）	24,200
合 計			84,060

第 3 表

地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
消防防災施設 整備事業	3,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金につい て、利率 見直しを 行った後 において は、当該 見直し後 の利率)	借入先の融 通条件によ る。ただし 組合財政そ の他の都合 により据置 期間及び償 還期間を短 縮し、若し くは繰上償 還又は低利 に借り換え することが できる。	2,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金につい て、利率 見直しを 行った後 において は、当該 見直し後 の利率)	借入先の融 通条件によ る。ただし 組合財政そ の他の都合 により据置 期間及び償 還期間を短 縮し、若し くは繰上償 還又は低利 に借り換え することが できる。
廃棄物処理 施設災害 復旧事業	39,200				35,000			
計	42,500				37,800			